別添

長崎県公安委員会告示第３号

警察情報センター運営要綱（平成17年長崎県公安委員会告示第12号）の全部を次のように改正する。

平成19年３月16日

長崎県公安委員会委員長　松藤　　悟

情報公開センター設置運営要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、情報公開センターの設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（情報公開センターの設置等）

第２条　長崎県警察本部に情報公開センターを設置する。

２　情報公開センターでは、次に定める業務を行う。

(1) 情報公開制度に基づく開示請求の受付、相談及び案内に関すること。

(2) 個人情報保護制度に基づく開示請求、訂正請求及び利用停止請求の受付、相談及び案内に関すること。

(3) 行政資料の収集、備付け及び閲覧に関すること。

（利用者の遵守事項）

第３条　情報公開センターを利用する者（以下「利用者」という。）は、この要綱の定め及び係員の指示に従い、かつ、資料の汚損、紛失等のないよう留意しなければならない。

（行政資料の閲覧）

第４条　利用者は､情報公開センターに備付けの行政資料を閲覧することができる。

（行政資料の複写）

第５条　利用者は、自らの負担により、情報公開センターに備付けの行政資料を複写することができる。

２　複写に要する費用は、次のとおりとする。

区　　分		単　　位	金　　額
Ａ３判以下の大きさ	単　色	複写１面	１０円
	カラー	複写１面	６０円
Ａ３判を超える大きさ		１　件	複写物の作成のために要する金額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を10円とする。）

（利用時間）

第６条　情報公開センターの利用時間は、午前９時から午後５時までとする。

（休業日）

第７条　情報公開センターの休業日は、長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第１条第１項に規定する県の休日とする。ただし、休業日を変更し、又は臨時の休業日を設けることを妨げない。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、情報公開センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この告示は、平成19年３月16日から施行する。